



# 最終保障提供責務の導入等に伴う 基礎的電気通信役務制度の在り方の検討

令和 7 年 7 月  
総 務 省  
総合通信基盤局

## 諮問理由

- 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）により創設された**基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度**は、平成19年1月から電話のユニバーサルサービス交付金制度の運用を開始し、それ以降、社会経済情勢や技術革新などの環境変化を捉え、総務省において、累次の審議会答申等を踏まえて、**適時適切にその在り方を見直している**。
- 本年2月の情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（令和7年2月3日。以下「最終答申」という。）では、モバイル網を活用したサービスの登場等により複数の電気通信事業者による効率的な提供が可能となっていること等を踏まえ、**モバイル網を活用した電話・ブロードバンドに係るサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けるとともに、複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービスの提供を確保する最終保障提供責務を導入することが適当とされた**。
- これを踏まえ、**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金**（以下単に「交付金」という。）**制度の見直し、新たな利用者保護規律の導入**等を盛り込んだ**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和7年法律第46号。以下「令和7年改正法」という。）が、本年5月に公布された。これらの新たな制度の導入等に向け、必要な事項について検討を加える必要がある。
- このほか、ユニバーサルサービスの在り方を巡っては、**電話のユニバーサルサービスについては、令和7年度以降の交付金の算定方法や災害時用公衆電話に対する補填の開始に関する事項や額の算定方法**について検討を加える必要がある。また、**ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の一部を改正する法律**（令和4年法律第70号。以下「令和4年改正法」という。）附則第6条の規定等に基づき**施行後3年の施行状況やその導入時等に継続検討が適当とされた事項**について検討を加える必要がある。
- こうした諸般のユニバーサルサービス制度を取り巻く状況等を踏まえ、今般、これらの事項について検討を行うため、諮問するものである。

## 答申を希望する事項

### 1. 最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項

- (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い
- (2) 最終保障提供責務の履行の在り方
- (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方
- (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

### 2. 電話のユニバーサルサービス制度に関する事項

- (1) 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法
- (2) 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法

### 3. ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項

- (1) 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項

### 4. その他必要と考えられる事項

## 答申を希望する時期

- |                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| ■ 最終保障提供責務の導入等に向けて速やかに対応が必要なもの         | 2026年1月目途 |
| ■ 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填に係るもの | 2026年3月目途 |
| ■ 最終保障提供責務の導入等に向けて対応が必要なもの             | 2026年9月目途 |
| ■ 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等に関するもの            | 2027年3月目途 |

- 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ユニバーサルサービス政策委員会において調査検討。

## 情報通信審議会

## 電気通信事業政策部会

## ユニバーサルサービス政策委員会

|        |       |                                  |
|--------|-------|----------------------------------|
| (主査)   | 大谷 和子 | 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長            |
| (主査代理) | 高橋 賢  | 横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授          |
| (委員)   | 岡田 羊祐 | 成城大学 社会イノベーション学部 教授              |
|        | 藤井 威生 | 電気通信大学 先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター 教授 |
| (専門委員) | 春日 教測 | 東洋大学 経済学部 教授                     |
|        | 鎌田 裕美 | 一橋大学 大学院経営管理研究科 教授               |
|        | 砂田 薫  | 国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員  |
|        | 長田 三紀 | 情報通信消費者ネットワーク                    |

## 電話のユニバーサルサービス (第一号基礎的電気通信役務)

固定  
電話



公衆  
電話



緊急  
通報



〔ワイヤレス固定電話含む。〕 〔第一種公衆電話及び災害時用公衆電話〕 (110,118,119)



※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。

- 契約約款の届出義務
- 役務提供義務
- 技術基準適合維持義務

携帯電話  
事業者



固定電話  
事業者



I P 電話  
事業者



**第一種適格電気通信事業者**  
NTT東日本及びNTT西日本を指定

**63.7億円**  
(令和6年度認可)

**NTT持株、NTT東日本、NTT西日本**

※サービス提供は、NTT東日本、NTT西日本が実施

**該当する  
サービス**

**ユニバ提供  
事業者に  
対する  
業務規律**

**負担  
事業者**

**支援対象  
事業者**

**交付金**

**ユニバ提供  
の責務**

## ブロードバンドのユニバーサルサービス (第二号基礎的電気通信役務)

### ブロードバンドサービス

(FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)※)



※固定通信サービス向けに専用の無線回線(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの。

- 契約約款の届出義務※1, ※2
  - 役務提供義務
  - 技術基準適合維持義務
- ※1 契約数が30万を超える事業者  
※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能

固定ブロードバン  
ドサービス事業者



モバイルブロードバン  
ドサービス事業者



**第二種適格電気通信事業者**  
NTT東日本、NTT西日本及びZTVを指定

令和8年度までに交付金の運用を開始する  
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版  
(令和6年6月21日 閣議決定)

なし

## 1. **ユニ**ニバーサルサービスの確保の在り方

- 誰もが取り残されずに「ブロードバンド」が利用できる環境を整備
- メタル回線の縮退を見据えて「電話」が全国であまねく利用できる環境を効率的に確保

## 2. **公**公正競争の確保の在り方

- 技術の進展等を踏まえてNTT東西の経営の自由度を向上（業務範囲）
- 我が国の通信全体を支えるNTTの通信インフラの適切な設置・維持を確保等

## 3. **国**国際競争力の強化の在り方

- グローバル市場の獲得に向けた官民による戦略的・総合的な取組

## 4. **経**経済安全保障の確保の在り方

- 外資総量規制と個別投資審査の両輪によるNTTの経営から外国の影響力を排除

## 5. **N**NTTに関する担保措置等の在り方

- NTTの業務・責務の適切な履行を担保

## 最終答申 ユニバーサルサービスの確保の在り方①

### －誰もが取り残されずに「ブロードバンド」が利用できる環境を整備－

- ブロードバンドは、デジタル社会の基幹インフラ。誰もが利用できる環境を確保するため、「**未整備地域**（約5万世帯）の**解消**」と「**公設光ファイバ**（501市町村・約150万世帯以上）の**民設移行の促進**」が課題。
- この解決には、「整備費」への予算補助、「維持費」への交付金（関係事業者が負担金を拠出）の補填等はあるが、**電話と異なり、提供者がいない地域でブロードバンドを提供する責務を担う者がいない状況**。
- また、**不採算地域の効率的なカバー**には、有線（光ファイバ）だけでなく、**無線**（モバイル網）の**積極的な活用**が必要。

## 取組の方向性

- 固定ブロードバンドが、**全国あまねく利用できる環境を整備**するため、**以下の取組**を行うことが適当。
  - ① 各地域で複数事業者がサービス提供している状況等を踏まえ、ブロードバンドを提供する責務として、**最終保障提供責務**（他事業者が提供していない地域において利用希望者に対し提供する責務）を**新設**する（※）。
 

※ 当該責務の履行に係る費用を補填するため、交付金制度の見直しを行う。
  - ② 最終保障提供責務の担い手は、**適格電気通信事業者**（申請により指定を受けて交付金を受ける者）が**いる地域では適格電気通信事業者とし、適格電気通信事業者がいない地域ではNTT東西とする**。
  - ③ 責務の担い手が、局舎の貸出し等の**協力を求めた場合は**、近隣の事業者には、その**協議に応じる義務**を課す。
  - ④ 無線による効率的なカバーを可能とするため、（混雑による品質低下の懸念が少ない）**不採算地域等**に限り、**モバイル網による固定ブロードバンド**（ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型））を**ユニバーサルサービスに追加**する。
  - ⑤ 料金の低廉性確保のため、**都市部以外では、都市部を上回る料金の設定を原則禁止**する。



## －メタル回線の縮退も見据えて「電話」が全国あまねく利用できる環境を効率的に確保－

- NTT東西のメタル回線設備は2035年頃に維持限界の見込み。メタル回線による固定電話(メタル固定電話)の契約数は減少傾向にあるが、当面は相当数残存(2030年:約730万)するため、既存利用者を保護しつつ、円滑な移行促進が必要。
- 計画的移行は当面しないため、利用者減で収入は減少する一方、設備費は大きく変わらず、今後、NTT東西の赤字は拡大見込み。交付金肥大化による国民負担の増加を回避するため、無線の活用等による効率的な提供も必要。
- また、利用実態等を踏まえ、居住地域での携帯電話をユニバーサルサービスに位置付けるかどうかも論点。

## 取組の方向性

- 固定電話全体の契約数は5千万件超。引き続き固定電話のあまねく提供を効率的に確保するとともに、メタル固定電話の利用者の移行先を拡大し、メタル回線設備の円滑な縮退を図る観点から、以下の取組を行うことが適当。
  - ① 無線による効率的な提供と既存利用者の移行先を確保するため、モバイル網固定電話(モバイル網による固定電話)をユニバーサルサービスに追加する。
  - ② ①により、固定電話の提供者に携帯電話事業者も加わり、複数事業者が連携した効率的なエリアカバーが可能となるため、電話のあまねく提供責務(他事業者の提供地域でも提供責務を負う)は、最終保障提供責務に見直す。
  - ③ 責務の担い手、近隣事業者の協議応諾義務、料金規制はブロードバンドの場合と同様とする。なお、利用者保護のため、メタル固定電話の利用者の残存区域では、NTT東西の業務区域の縮小は制限する。
  - ④ NTTは、メタル回線設備の移行計画を早急に策定し、総務省は、関係者の意見等を聴きながら検証する。
- 携帯電話をユニバーサルサービスとすることは、各社が自主的に整備を進める中でその経営状況に鑑みると交付金での補填に理解が得られにくく、技術的課題もあること等から、今後の技術の進展等を踏まえ、継続検討が適当。



ユニバーサルサービスについて他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障  
電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずる。

## 1. ユニバーサルサービスの確保

- NTTの電話のあまねく提供責務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供責務※を設ける。

※責務の担い手は、適格電気通信事業者（申請により指定を受けて交付金を受ける者）がいる地域では適格電気通信事業者、適格電気通信事業者がいない地域ではNTT東西

（あまねく提供責務：他事業者の提供地域を含め、全国あまねく提供する責務  
最終保障提供責務：誰も提供していない地域でのみ、提供する責務）

## 2. NTT東西の業務範囲規律の見直し

- NTT東西の県域業務規制（本来業務を県内通信を扱う業務に限定）は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和する。

## 3. 通信インフラの維持・確保

- NTT東西の線路敷設基盤（電柱・管路等）の譲渡等を認可対象とする。
- インフラシェアリング事業者※について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する。

※基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者

## 4. 電気通信番号制度の見直し

- 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加する。

等

## I 最終保障電気通信事業者に関する規定の整備

- ① 複数の電気通信事業者によりユニバーサルサービスのあまねく日本全国における提供を確保するため、NTTの電話のあまねく提供責務は見直し、電話・ブロードバンドともに、提供者がいない地域に限り責務を負う**最終保障提供責務**を設ける。
- ② **最終保障提供責務の担い手**（最終保障電気通信事業者）は、**適格電気通信事業者がいる地域は適格電気通信事業者、それ以外の地域はNTT東西**とする。
- ③ 最終保障提供責務の円滑な履行に資するため、**基礎的電気通信役務台帳**や、その提供の求めがあった場所（提供場所）に**提供者がいるかどうかの確認（役務提供確認）**の**手続等**を整備する。
- ④ 最終保障提供責務に基づくユニバーサルサービス（最終保障電気通信役務）の円滑な提供のため、**近隣の電気通信事業者は、局舎の貸出し等の必要な協力をしなければならないこととし、その協議に応じる義務を課す。**

## II 交付金制度に関する規定の整備

- ① **最終保障電気通信役務の提供**について、**交付金により必要な支援を行うこととする。**  
※このため、適格電気通信事業者がいない地域におけるNTT東西による最終保障提供責務に係る交付金について、総務大臣の確認制度を設ける。
- ② **電話の交付金制度**について、**複数の適格電気通信事業者が担当支援区域の指定を受ける制度へと変更する等、交付金制度に関し、最終保障提供責務の導入等に伴い必要な規定を整備する。**

## III 利用者保護等に関する規定の整備

- ① 電気通信事業者の撤退による利用者の不測の事態を回避し、利用者の利益を保護するため、ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等について、**利用者への事前周知の義務**を課す。
- ② ユニバーサルサービスの料金の低廉性確保のため、**地方における都市部より高い料金設定を原則禁止**する。また、電話について、多様な条件による提供を可能とするため、**相対契約を解禁**する。

## 電話のユニバーサルサービス (第一号基礎的電気通信役務)

固定  
電話



公衆  
電話



緊急  
通報



〔ワイヤレス固定電話 及び  
モバイル網固定電話 含む〕 〔第一種公衆電話及び  
災害時用公衆電話〕 (110,118,119)



※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。

- 契約約款の届出義務※  
(地方における都市部より高い料金設定の原則禁止)
- 役務提供義務
- 技術基準適合維持義務

※ 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可

**第一種適格電気通信事業者** (担当支援区域)  
**NTT東西** (担当支援区域以外の場合)

**63.7億円** (令和6年度認可)

携帯電話  
事業者



固定電話  
事業者



IP電話  
事業者



- 担当支援区域：**第一種適格電気通信事業者**
- 担当支援区域以外の区域：**NTT東西**

## ブロードバンドのユニバーサルサービス (第二号基礎的電気通信役務)

### ブロードバンドサービス

(FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、  
ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)※1、  
ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)※2)



- ※1 固定通信サービス向けに専用の無線回線  
(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの。
- ※2 携帯電話サービス向けの無線回線を用いて提供するもの。

- 契約約款の届出義務※1, ※2  
(地方における都市部より高い料金設定の原則禁止)
- 役務提供義務
- 技術基準適合維持義務

- ※1 契約数が30万を超える事業者
- ※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可

**第二種適格電気通信事業者** (担当支援区域)  
**NTT東西** (担当支援区域以外の場合)

令和8年度までに交付金の運用を開始

固定ブロードバンド  
サービス事業者



モバイルブロードバンド  
サービス事業者



- 担当支援区域：**第二種適格電気通信事業者**
- 担当支援区域以外の区域：**NTT東西**

該当する  
サービス

ユニバ提供  
事業者に  
対する  
業務規律

支援対象  
事業者

交付金  
(現行制度)

負担  
事業者  
(現行制度)

最終保障  
提供責務

電気通信事業法

電気通信事業法

## 1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- ① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い
- ② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い
- ③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い
- ④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

## 1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

- ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項
- ② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項
- ③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項
- ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

## 1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項
- ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

## 1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方
- ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し
- ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

- 「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」答申（令和7年4月）において、**令和7年度以降における電話の交付金の算定方法の在り方について検討を進める**こととされている。
- 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申（令和4年9月）において、第一種公衆電話の設置に係る補填額の差額が撤去費用を上回ることとなった場合に、**災害時用公衆電話への補填を開始**すること及び**補填額の算定方法について検討**を行うべきであるとされている。

### 2. （1）令和7年度以降の電話の交付金の算定方法

- ① 令和7年度以降における電話の交付金の算定方法

### 2. （2）災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法

- ① 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項
- ② 災害時用公衆電話の具体的な補填額の算定方法

## 3. ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項

- 令和4年改正法附則において、**施行後3年**（令和8年6月）を経過した場合において、改正後の**施行状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。
- 「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申（令和6年3月）において、**引き続き検討・見直しを行うことが適当とされた事項等**について、**今後更に必要な議論を進め、深めることが適当**とされている。

### 3. （1）令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項

- ① 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項
- ② ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の導入時等に継続検討が適当とされた事項





## ■ 最終答申の内容

- メタル固定電話は、2030年頃でも多数の利用者（約730万）の残存が見込まれるため、既存利用者保護の観点から、当面は**固定電話の単体利用をユニバーサルサービスとして保障**することが適当。
  - **固定電話の確保**には、効率化やメタル設備の縮退促進等の観点から、**モバイル網の更なる活用が必要**。ワイヤレス固定電話については、**提供地域を不採算地域に限定する規律を緩和**し、モバイル網固定電話については、効率的な提供の確保のため、一定の技術基準を検討した上で、**ユニバーサルサービスに位置付ける**ことが適当※。
- ※ 「緊急通報時に、住所情報、通報者が使用する0ABJ番号及び氏名が通知される機能」が、普及段階に実装が確実に実現するように検討を進めることが適当。
- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**は、無線の積極的活用によりブロードバンドの効率的な提供を図るため、**ユニバーサルサービスに位置付ける**ことが適当だが、時間と場所により品質が安定しない場合があるため、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供の確保の必要性が高い**未整備地域等に限定**することが適当。

### 主な検討事項

- ① **ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い**
  - ワイヤレス固定電話の提供地域を限定する規律の緩和の在り方
- ② **ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い**
  - モバイル網固定電話の技術基準の在り方
- ③ **ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い**
  - サービスの性質を踏まえたユニバーサルサービスとしての範囲の在り方
- ④ **関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い**
  - 卸電気通信役務による提供の場合の扱い、NTT東西の自己設置要件の扱い
  - ブロードバンドの交付金制度の「一者以下要件」における扱い、交付金の算定における扱い

- モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるに当たり、以下の基本的な考え方を踏まえ、技術基準の具体的な検討を進めることとしてはどうか。

1. 従来、電話のユニバーサルサービスとして、NTT東西にあまねく日本全国における提供を確保することが義務付けられてきた**メタル固定電話**については、現在、その**契約数が減少し続けており**、また、その提供に用いられる**メタル回線設備が2035年頃に維持限界**を迎え、縮退が予定されている。このため、残存する**メタル固定電話の利用者の移行先を確保することが必要**となり、その**移行先としては**、メタル固定電話を提供できない場合の代替手段であり、同等の品質等を有する**光回線電話やワイヤレス固定電話がその候補**となり得る。
2. 他方、電話のサービスを巡っては、携帯電話や通話アプリなどの普及に見られるように、ユニバーサルサービスとして利用が保障されるアナログ固定電話よりも、**低廉な料金のサービスの利用が進み、その品質や機能が広く国民に受容**されているところであり、従来の**メタル固定電話並のサービス水準の維持は必要不可欠とまでは捉えられていない**と考えられる。
3. こうした中、「**モバイル網固定電話**」は、MNOがモバイル網を利用した比較的**低廉な固定的な電話サービス**であり、現行制度ではその技術基準は存在せずその品質や機能についてはメタル固定電話とは差異があるものの、**通常の利用に支障を来さないものとして広く国民に受容**されているものであることに鑑み、情報通信審議会において、メタル回線設備の縮退後の移行先の1つとして、**ユニバーサルサービスに位置付けることが適当と整理**されたものである。
4. 今後、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置付けるに当たっては個別に技術基準を策定する必要があるが、その際、メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参照しながらも、
  - ①従来の**メタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていない**ことや、
  - ②本サービスが各社の創意工夫によって**比較的低廉に既に提供されているサービス**であること、さらには、
  - ③緊急通報受理機関側の事情等も勘案し、ユニバーサルサービスとしての三要件である**不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要**がある。
5. なお、類似の携帯電話網を利用するワイヤレス固定電話については、当初、本サービスは不採算地域におけるメタル固定電話の代替手段として認められたものであり、技術基準もその前提で策定されたものであるところ、今後も引き続きNTT東西によってワイヤレス固定電話が提供されることや、同者から技術基準の見直しの要望がないことも踏まえ、その技術基準の維持について確認することが適当である。

## ■ 最終答申の内容

- **電話及びブロードバンド**について、「複数の事業者が連携してエリアカバーすること」を前提とする**最終保障提供責務**を導入することが適当。
- **最終保障提供責務**について、**適格電気通信事業者がいる地域では適格電気通信事業者が担い、適格電気通信事業者がいない地域ではNTTが担うことが適当。**
- 最終保障提供責務を担う者が、その**責務の履行の要否を確認できるようにするため**、他事業者の協力を得ながら、**他事業者の業務区域や役務提供義務の有無等を確認できる仕組みを設けることが適当。**
- 最終保障提供責務の迅速かつ円滑な履行を図るため、責務を担う事業者が、設備の貸出し等について近隣の事業者に必要な協力を求めた場合は、**当該近隣事業者には、その協議に応じる義務を課すことが適当。**

## ■ 令和7年改正法による改正の内容

### 【最終保障提供責務の創設】

- 複数の電気通信事業者によりユニバーサルサービスのあまねく日本全国における提供を確保するため、NTTの**電話のあまねく提供責務は見直し、電話・ブロードバンドともに、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場合において、その提供の求めがあった場所（提供場所）において当該ユニバーサルサービスと同一の区分のユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者（区域内電気通信事業者）がいないときに提供の義務を負う最終保障提供責務を設ける。**
- 最終保障提供責務の担い手（最終保障電気通信事業者）は、**適格電気通信事業者がいる地域は適格電気通信事業者、それ以外の地域はNTT東西とする。**

### 【最終保障提供責務の円滑な履行に係る手続等】

- 最終保障提供責務の円滑な履行に資するため、**基礎的電気通信役務台帳や、その提供の求めがあった場所（提供場所）に区域内電気通信事業者がいるかどうかの確認（役務提供確認）の手続等を整備する。**

- 具体的には、以下の規定を整備する。

- ① 総務大臣は、**基礎的電気通信役務の区分ごと、地域単位区域**（全国を一定の地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。）ごとに、提供場所が所在する区域を**業務区域に含む電気通信事業者**（区域内電気通信事業者）を記載した**基礎的電気通信役務台帳を作成・公表**する。
- ② **最終保障電気通信事業者**は、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場合において、**基礎的電気通信役務台帳に区域内電気通信事業者が記載されているか否かを確認し、記載されていることを確認したときは、速やかに、記載がある全ての区域内電気通信事業者に対し、役務提供確認をしなければならない。**
- ③ **区域内電気通信事業者**は、速やかに、提供の求めがあったユニバーサルサービスと同一の区分のユニバーサルサービスを**提供するか否かについて回答**しなければならない。

※区域内電気通信事業者は、**正当な理由がない限り、ユニバーサルサービスの提供をしなければならない。**

- ④ **最終保障電気通信事業者**は、全ての区域内電気通信事業者から回答を受けたときは、速やかに、**ユニバーサルサービスを提供する者等**を提供の求めをした者に通知しなければならない。

※最終保障電気通信事業者は、**特にやむを得ない理由がない限り、ユニバーサルサービスの提供をしなければならない。**

### 【最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項】

- 最終保障提供責務に基づくユニバーサルサービス（最終保障電気通信役務）の提供は、通常のサービスの提供とはその手続等が異なることを踏まえ、利用者の利益の保護のため、**最終保障電気通信事業者は、最終保障電気通信役務の提供の終了の手続等について、契約約款に適正かつ明確に定めなければならないこととする。**

### 【近隣電気通信事業者の協力義務】

- 最終保障電気通信役務の円滑な提供のため、近隣電気通信事業者は、**局舎の貸出し等の必要な協力をしなければならない**、最終保障電気通信事業者から必要な協力に関する協定等の締結に関する協議の申し入れがあったときは、**正当な理由がある場合を除き、その協議に応じなければならないこととする。**
- 当該協定等の締結に関し、**協議開始・再開命令及びあっせん・仲裁等の制度を設ける。**



## ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項

- 基礎的電気通信役務の区分となる電話のユニバーサルサービス（第一号基礎的電気通信役務）の種別
- 基礎的電気通信役務台帳の作成の単位となる地域の単位（地域単位区域の範囲）
- 基礎的電気通信役務台帳の記載事項

## ② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項

- 最終保障提供責務の発生要件（「正当な理由」及び「特にやむを得ない理由」の内容）
- 役務提供確認の具体的な方法、期限

## ③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項

- 最終保障電気通信役務に関し契約約款に記載すべき事項、その変更命令の要件

## ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

- 近隣電気通信事業者の必要な協力の内容
- 近隣電気通信事業者が協力を拒否することができる正当な理由の内容

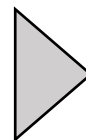
- 電話やブロードバンドの全国あまねく提供を効率的に確保するため、**NTTのみに課せられている電話のあまねく提供責務は見直し、電話・ブロードバンドともに、複数の事業者が連携してカバーして、他事業者がない地域のみ提供の責務を負う「最終保障提供責務」を創設。**

## 見直し前

## 見直し後



NTTのみが、  
他事業者がいる地域でも提供の責務を負う  
**「あまねく提供責務」**



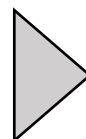
**複数の事業者が連携してカバーし、**  
NTTが**他事業者がない地域のみ提供の責務を負う**  
**「最終保障提供責務」**



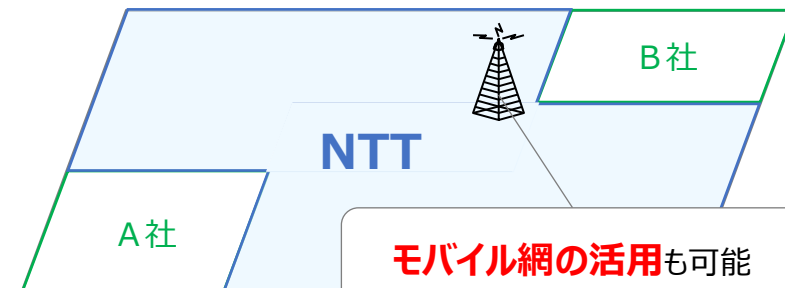
ブロード  
バンド



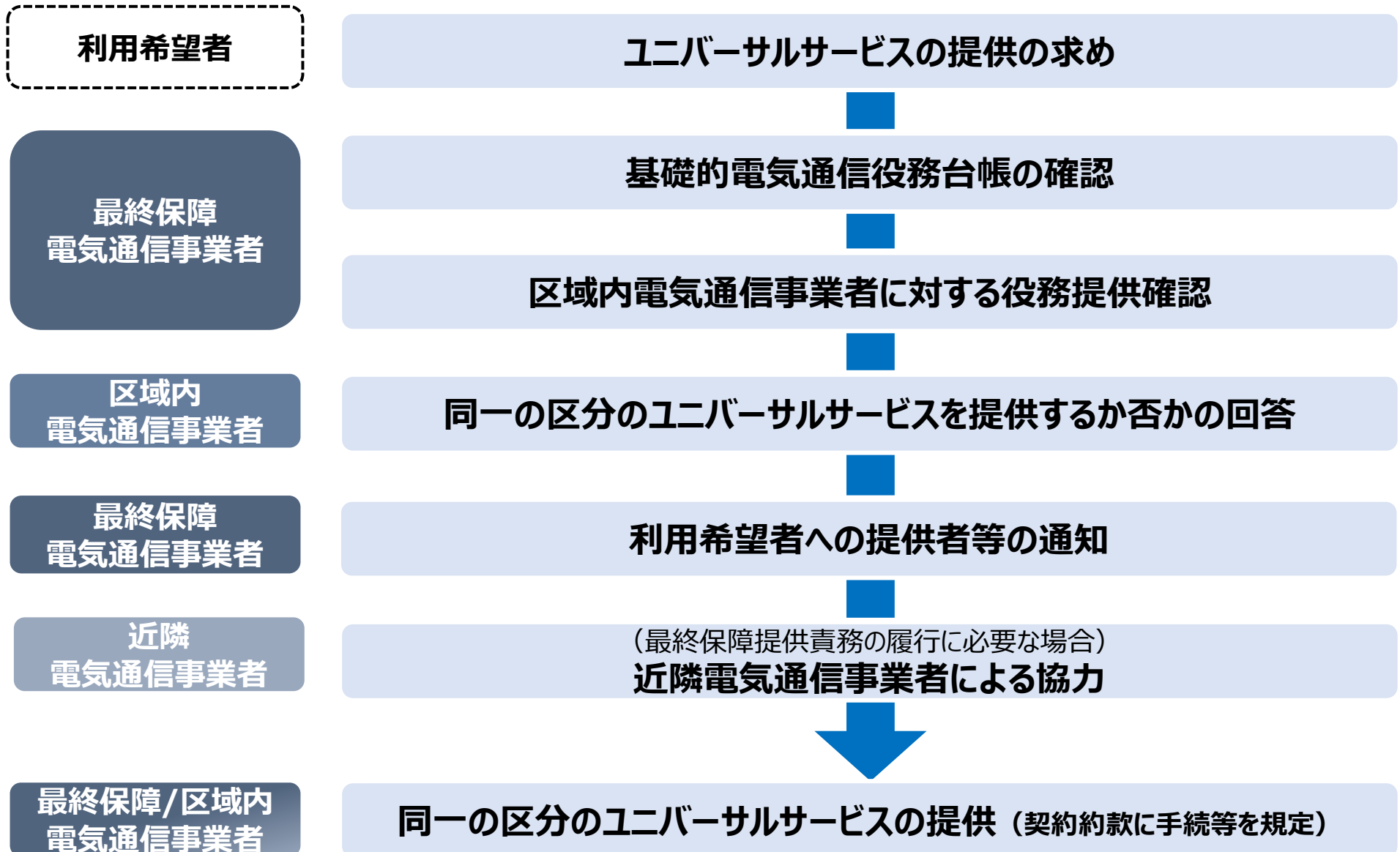
NTTを含め、  
提供責務を負う事業者はいない



**複数の事業者が連携してカバーし、**  
NTTが**他事業者がない地域のみ提供の責務を負う**  
**「最終保障提供責務」**







- 「最終保障提供責務」は、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場所（**提供場所**）において、同一の区分のユニバーサルサービスを提供する**他事業者がない場合に、同一の区分のユニバーサルサービスの提供の責務**を負うものであり、**回線設備等を設置していなくともこれを提供する必要が生じる**。
- このため、最終保障提供責務を担う「**最終保障電気通信事業者**」に加え、関係する電気通信事業者（「**区域内電気通信事業者**」や「**近隣電気通信事業者**」）において、それぞれ役割が生じる。

## 最終保障電気通信事業者（第25条の2第3項第1号）

- **適格電気通信事業者**（申請により指定を受けて交付金を受ける者）**がいる地域では適格電気通信事業者**  
**適格電気通信事業者がない地域ではNTT東西**
- **最終保障提供責務を担う者**

## 区域内電気通信事業者（第25条の2第3項第5号）

- **提供場所が所在する区域において、自ら設置する回線設備等を用いて同一の区分のユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者**
- 最終保障電気通信事業者は、区域内電気通信事業者に対し、提供場所でユニバーサルサービスを提供するか否か（他事業者がいるか否か）を確認（**役務提供確認**）し、区域内電気通信事業者は、これに**回答する義務**が生じる

## 近隣電気通信事業者（第25条の4第1項）

- **提供場所の近隣を業務区域の範囲に含む電気通信事業者** ※ユニバーサルサービス以外のサービスを提供する場合を含む
- 最終保障電気通信事業者が、最終保障提供責務の履行に関し局舎の貸出し等の**必要な協力を求めた場合、これに応ずる義務**が生じる

## ■ 最終答申の内容

### 【ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出】

- 既存事業者の撤退による空白期間を回避するため、**都道府県より小さな単位での業務区域の縮小を事前周知・届出の対象に追加**するなど、**必要な見直しに取り組むことが適当**。

### 【地方における都市部より高い料金設定の禁止】

- **ユニバーサルサービスの料金**については、都市部では競争を通じた料金の低廉化が期待できる一方、都市部以外の地域では競争が期待しにくく、加えて整備費・維持費が高いことから、料金を高くするおそれ等を踏まえ、**都市部以外の地域で都市部を上回る料金設定を原則認めない規律を課すことが適当**。

## ■ 令和7年改正法による改正の内容

### 【ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出】

- **自ら設置する回線設備等を用いてユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者の撤退**により、ユニバーサルサービスが提供されない空白期間が生じれば利用者に不測の不利益が生じるため、ユニバーサルサービスに係る**業務区域の減少等の周知及び届出義務を強化**する。
- 具体的には、**都道府県単位より狭い範囲**であっても、利用者の利益に及ぼす影響が比較的に少ない場合以外は周知及び届出義務の対象とするほか、**1年以上前までに周知及び届出**をすることを義務付ける。

### 【地方における都市部より高い料金設定の禁止】

- **契約約款**において、**特別の事情がある場合を除き、都市部以外の地域で都市部を上回る料金を設定**することを**禁止**する。

## ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項

- 周知及び届出義務の例外の範囲（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして例外となる地理的範囲等）
- 周知及び届出の期限
- 周知及び届出の内容

## ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

- 地方における都市部より高い料金設定の禁止の具体的な内容
- 例外として認められる特別な事情

## ■ 最終答申の内容

### 【電話の交付金制度】

- 当面は、内部相互補助をベースとして赤字額の一部を補填する**現行制度を基本に維持し、最終保障提供責務への見直し等に伴い必要な補正があれば行うこととすることが適当。**

### 【ブロードバンドの交付金制度】

- **NTTの最終保障提供責務の履行が必要な地域**は、他事業者のサービス提供が受けられない地域であり、サービス提供に際して大幅な赤字が生じる地域として、**特別支援区域と同等の補填**（効率性等を考慮した上で原則全額補填）**をすることが適当。**

## ■ 令和7年改正法による改正の内容

### 【最終保障電気通信役務の交付金制度の創設】

- **電話・ブロードバンドともに、最終保障電気通信役務の提供により生じる赤字を補填するための交付金を創設する。**

※このため、適格電気通信事業者がいない地域におけるNTT東西による最終保障提供責務に係る交付金について、総務大臣の確認制度を設ける。

### 【最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の見直し】

- **電話の交付金制度については、複数の事業者によるユニバーサルサービスの確保に対応できるようにするため、ブロードバンドの交付金制度と同様に、担当支援区域を指定する制度に見直す。**
- **適格電気通信事業者は、新たに最終保障提供責務を負うこととなるため、その指定の範囲を自ら設定できるようにするなど、適格電気通信事業者の指定制度を見直す。**
- **その他、電話・ブロードバンドの交付金制度について、最終保障提供責務の導入等に伴い必要な規定を整備する。**

## ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方

- 最終保障電気通信役務の交付金の支援対象
- 最終保障電気通信役務の交付金の算定方法
- 最終保障電気通信役務の交付金の交付のための具体的な手続

## ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し

- 担当支援区域制度における担当支援区域の単位
- 指定基準の見直し等、最終保障提供責務の導入等を踏まえた第一種適格電気通信事業者の指定手続の見直し
- 最終保障提供責務の導入等を踏まえた電話の交付金の算定方法の見直し

## ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

- 指定基準の見直し等、最終保障提供責務の導入等を踏まえた第二種適格電気通信事業者の指定手続の見直し
- 最終保障提供責務の導入等を踏まえたブロードバンドの交付金の算定方法の見直し



## 適格電気通信事業者の交付金制度

## NTT東西の 最終保障電気通信役務の提供に 係る交付金制度

### 交付金の内容

**担当第一種支援区域**に係る赤字を補填  
(**全体収支の赤字額が条件**)

最終保障電気通信役務の提供に係る  
赤字を補填

### 適格電気通信 事業者の指定 等

申請により、適格電気通信事業者及び  
**担当第一種支援区域**を指定  
(収支の公表、**他の担当第一種支援区域でないこと、  
一定の規模を超えるエリアカバー**等が要件)  
※申請・指定に係る区域は**限定可**

地域会社の確認  
(収支の公表、最終保障電気通信役務を  
提供していること等が要件)

### 交付金の交付

交付金の額 (**区分ごと**) を算定・認可  
〔**・原価・収益**は、省令で定める方法で算定〕

交付金の額 (**区分ごと**) を算定・認可  
〔**・原価・収益**は、省令で定める方法で算定〕

### 負担金の徴収

政令で定める事業規模の電気通信事業者から負担金を徴収

※**赤枠・赤字**部分が改正事項

## 適格電気通信事業者の交付金制度

### 一般支援区域

### 特別支援区域

担当第二種支援区域  
に係る赤字を補填  
(全体収支の赤字額が条件)

担当第二種支援区域  
に係る赤字を補填

事業者の数が一者以下  
**(例外あり)** の  
赤字区域を指定

事業者の数が一者以下  
**(例外あり)** の  
著しい赤字区域を指定

申請により、適格電気通信事業者及び  
担当支援区域を指定  
(収支の公表、他の担当第二種支援区域でないこと、  
一定の規模を超えるエリアカバー等が要件)  
※申請・指定に係る区域は**限定可**

交付金の額(区分ごと)を算定・認可  
〔  
・原価・収益は、省令で定める方法で算定  
〕

交付金の内容

区域の指定

適格電気通信  
事業者の指定  
等

交付金の交付

負担金の徴収

## NTT東西の 最終保障電気通信役務の提供に 係る交付金制度

最終保障電気通信役務の提供に係る  
赤字を補填

—

地域会社の確認  
(収支の公表、最終保障電気通信役務を  
提供していること等が要件)

交付金の額(区分ごと)を算定・認可  
〔  
・原価・収益は、省令で定める方法で算定  
〕

政令で定める事業規模の電気通信事業者から負担金を徴収

### ■ 「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」答申（抄） （令和7年4月2日 情報通信審議会）

#### 【電話のユニバーサルサービス交付金制度】

- この答申は、NTT 東日本及びNTT 西日本において固定電話のIP 網への移行期間が終了し、両社においては計画通り令和7年1月までにIP 網への移行を完了したことも踏まえ、令和6年度第4四半期における第一種交付金に係る補填額の算定に当たってのLRIC モデルの適用方法等の考え方を提言したものである。
- 今後、総務省においては、**令和7年度以降（令和7年4月以降）における第一種交付金の算定方法の在り方について検討を進めることとなる**が、この検討に当たっては、こうした電話のユニバーサルサービスを巡る環境の大きな変化や情報通信審議会における調査審議の内容、さらには今回のこの答申に至る議論の中で明らかとなった電気通信事業者や委員の意見を十分に踏まえ、**丁寧な議論を行うよう努めるべき**である。

#### ① 令和7年度以降における電話の交付金の算定方法

- LRICモデルの適用方法等

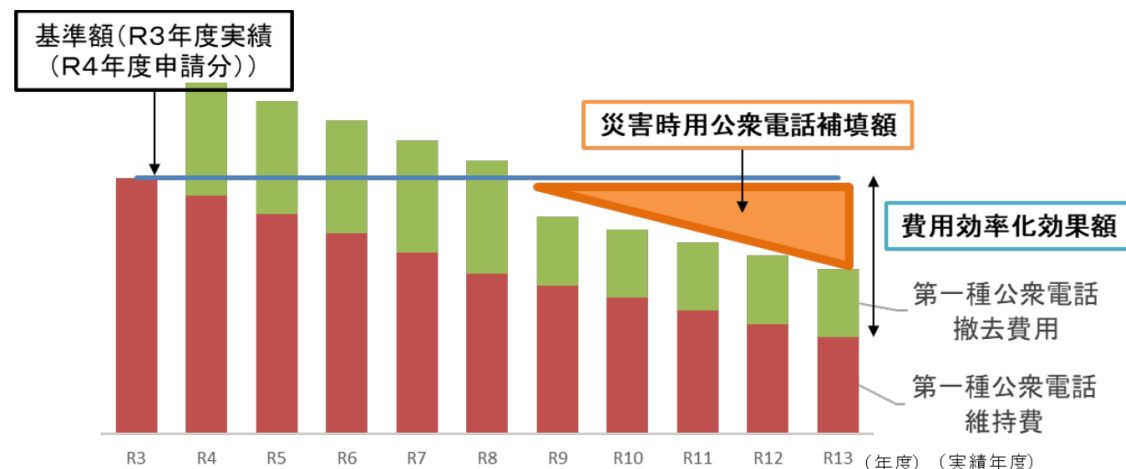
### ■ 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申（抄） （令和4年9月20日 情報通信審議会）

#### 【災害時用公衆電話の補填】

…第一種公衆電話の削減効果やN T T 東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、**以下の点について検討**を行うべきである。

- 第一種公衆電話の削減を行う直前の令和3年度決算値を基に算定される補填額（令和4年度申請分）を基準に、**令和4年度以降の第一種公衆電話の設置に係る補填額の差額を「費用効率化効果額」とし、当該額が撤去費用を上回るようになった場合に、災害時用公衆電話への補填を開始**すること。
- **災害時用公衆電話の補填**は、基本的に全額をユニバーサルサービス交付金の対象とすることが望ましいが、災害時用公衆電話への補填開始後の「**補填対象額**」と「**費用効率化効果額**」との差額の扱い（補填開始の時期と併せて検討を行う。）。

#### 【補填のイメージ】



#### 主な検討事項

- ① 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項
- ② 災害時用公衆電話の具体的な補填額の算定方法
  - 災害時用公衆電話への補填開始後の「補填対象額」と「費用効率化効果額」との差額の扱い

## ■ 電気通信事業法の一部を改正する法律（抄）（令和4年法律第70号（令和5年6月16日施行））

附 則

（検討）

第六条 政府は、この法律の**施行後三年を経過**した場合において、この法律による**改正後の規定の施行の状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## ■ 「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申（抄）（令和6年3月28日 情報通信審議会）

- 総務省においては、（中略）この答申において、**引き続き検討ないし見直しを行うことが適当とされた事項等**については、**今後更に必要な議論を進め、深めることが適当**である。
- ……常に変化する環境にも柔軟に対応していくために、交付金額と負担金額のバランスと効率性や技術中立性に配慮しながら、今後も、BB ユニバ制度の在り方については、**適時適切に見直しを行っていくことが重要**である。

主な検討事項

- ① 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項
- ② ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の導入時等に継続検討が適当とされた事項